

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋一丁目13番6号
I N E S T 株 式 会 社
代表取締役社長 伊 奈 聰

第21回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

当社が、法令および当社定款第15条の規定に基づき、第21回定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、当社ウェブサイト (<https://inest-inc.co.jp/>) に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は、下記の通りでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事業報告の以下の事項

- ・「5. 会計監査人の状況」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・「6. 会社の体制および方針」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2. 計算書類の以下の事項

- ・「個別注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

以 上

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬

30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、相当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人 有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制と運用状況

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) コンプライアンス担当取締役を定め、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役および全従業員が法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとします。
 - (ロ) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。
 - (ハ) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的にコンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
 - (ニ) 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う窓口を設置するものとします。
 - (ホ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行うものとします。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
取締役は、その職務の執行に係る文書につき、当社が定める文書取扱規程に従い、適切に保管および管理するものとします。また、取締役および監査役は、必要に応じて随時当該文書の閲覧をすることができるものとします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) 当社のリスク管理を定めた危機管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとの担当部署および担当責任者を設置し、継続的に管理するものとします。
 - (ロ) 内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、コンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
 - (ハ) リスクに関する情報は迅速かつ正確に関係部署に報告されるようにするものとします。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。
 - ・職務権限・意思決定ルール策定および見直し
 - ・取締役および事業部長を構成員とする経営会議の実施
 - ・予算管理規程に基づく中長期計画の策定、事業部門ごとの業績目標と予算の設定、および月次・四半期業績管理の実施
 - ・経営会議および取締役会による月次もしくは四半期ごとの業績のレビューと改善策の実施

- ⑤ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (イ) 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社のセグメント別の事業ごとに子会社、それぞれの責任を負う担当取締役または担当部署および担当責任者を設置して責任体制を明確化するとともに、取締役、関係部署および責任者が連携して、子会社における職務執行および事業状況、リスク事項等に係る情報共有を図り、子会社におけるコンプライアンス・法令遵守体制、リスク管理体制を構築するものとします。
 - (ロ) 当社内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証および助言等を行うものとします。
 - (ハ) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングするものとします。また、セグメント別の事業ごとに設置された担当取締役または担当部署および担当責任者を通じて、子会社の事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行うものとします。
 - (ニ) 当社は、当社および子会社（以下本号および(へ)において「グループ」といいます。）全体のリスク管理の方針を危機管理規程において定めるとともに、グループ全体のリスク管理を統括する部署を設置し、グループ各社におけるリスク管理について、総括的に監査を行い、管理するものとします。なお、当該リスク管理統括部署は、子会社におけるリスク管理状況に関する監査結果を、定期的にコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告するものとします。
 - (ホ) 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、コンプライアンス担当取締役または代表取締役を長とする対策委員会を設置し、外部専門家とも連携し、適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大の防止に努めるものとします。
 - (へ) 当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するものとします。

- (ト) 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行うものとします。
- (チ) 当社は、子会社の役員および従業員に対し、当社および子会社に共通して適用されるコンプライアンスに係る規程または方針を策定し、法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を浸透させるものとします。当社は、当社の内部監査部門を通じて、定期的に子会社に対する内部監査を実施し、内部監査部門に、その結果をコンプライアンス担当取締役または代表取締役報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じるものとします。
- (リ) 当社は、当社の親会社の内部監査担当部門から定期的に内部監査を受け、同部門と連携を図るとともに、当社の親会社の監査役や内部監査担当部門と、当社の監査役や内部監査部門との間で、適宜、意見交換をするものとします。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (イ) 当社は、監査役から要請があった場合、必要な員数および求められる資質について監査役と協議の上、監査役の監査業務を補助する人員（以下「監査役補助人」といいます。）を配置するものとします。
- (ロ) 監査役補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
- (ハ) 監査役補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。但し、監査役から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該監査役補助人の兼任職務内容を変更するものとします。なお、監査役補助人は、監査役の職務の補助業務に関しては、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けないものとします。
- (ニ) 取締役および従業員は、監査役の要請により、以下の措置を講じるほか、監査役補助人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとします。
- ・監査役補助人が、監査役に同行し、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保すること。
 - ・監査役補助人が、監査役に同行し、代表取締役、業務執行取締役や会計監査人との意見交換の場に参加すること。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制ならびに監査役に報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 取締役および従業員は、次に定める事項を監査役および監査役会に報告するものとします。
- ・会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
 - ・内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ・重大な法令定款違反
- (ロ) 子会社の取締役、監査役および従業員が、子会社に関する前号に定める事項を発見した場合は、当該子会社の取締役もしくは監査役を介して、または直接に、当社の担当部署に報告を行うものとし、当該報告を受けた者は、速やかに、当該事項を当社の監査役および監査役会に報告を行うこととします。なお、当社は、これらに係る必要な体制の整備を行うものとします。
- (ハ) 当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、法令および社内規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について、速やかに当社の監査役および監査役会に報告するものとします。
- (ニ) 前三号に係る報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けることがないようにするものとします。
- (ホ) 前号に伴い、監査役は、取締役または従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとするとともに、監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査の実効性を確保するため、取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行うものとします。
- (ロ) 当社は、監査役会が要請した場合、当該要請に応じられない合理的な理由がある場合を除き、監査役の監査業務に適した監査役会室を設置するものとします。なお、監査役会室の設置に関する事項に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
- (ハ) 当社は、監査役が要請した場合、監査役が代表取締役・業務執行取締役や会計監査人と意見交換をする場を設けるものとします。
- (ニ) 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議および意見交換をするなどし、情報交換および緊密な連携を図るものとします。
- (ホ) 当社は、社外監査役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任するよう努めるものとし、また、監査役会の合理的な要請により、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができるような体制を整えるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当事業年度における主な会議の開催状況として、取締役会は5回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために当社と利害関係を有しない社外取締役が参加いたしました。その他に監査役会を13回開催し取締役の職務執行の監査等を行いました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役およびその他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を行い、連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。

しかしながら、業績および財務状況等を勘案いたしました結果、誠に遺憾ながら当期末の配当につきましては、見送りとさせていただきます。

当社は、成長中の企業であり更なる高成長をするための投資ならびに財務体質の強化を行い、企業価値を高めることが株主の利益につながると考えております。

今後は、経営成績に応じた利益配分を行うことを基本方針として、将来の事業展開と企業体質強化のための内部留保の確保を図りつつ、業績および配当性向等を総合的に勘案して決定する所存であります。

(注) 事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定額法によっております。
- ② 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。
- ④ 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金及び貸付金等債権の金額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

2 会計方針の変更に関する注記

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産の減価償却方法については、従来、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

これは、当事業年度において、今後の収益構造及び有形固定資産の使用状況を再検討した結果、使用可能期間にわたる均等償却により費用配分を行うことが、当社の経済的実態をより適切に反映できると判断したためであります。

この変更による影響は軽微であります。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 2百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権 87百万円
② 短期金銭債務 33百万円

4 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引
売上高 138百万円
仕入高 3百万円
その他の営業取引高 23百万円
② 営業取引以外の取引高 3百万円

(2) 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損損失
事業資産	ソフトウェア	東京都豊島区	24

当社は、事業別に資産のグルーピングを行い、減損損失の認識判定をしております。

事業資産の一部について、当初想定していた収益を見込めなくなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算を行っておりません。

5 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	48,591,907	—	—	48,591,907

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	66	—	—	66

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	559 百万円
関係会社株式評価損否認	95 百万円
投資有価証券評価損否認	89 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	92 百万円
関係会社事業損失引当金否認	3 百万円
その他	37 百万円
繰延税金資産小計	877 百万円
評価性引当額	△877 百万円
繰延税金資産合計	— 百万円

7 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業投資計画等に照らして、必要な資金を主にその他の関係会社からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。関係会社に対して貸付を行っており、当該貸付は関係会社の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に長期保有目的の投資有価証券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、実質価格が下落するリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、関係会社管理規程に従い、業績評価等を適切に実施することにより、関係会社の信用リスクを管理しております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

金融商品の種類	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	326	326	—
②売掛金 貸倒引当金	49 △1		
差引(※)	47	47	—
③未収入金	71	71	—
④関係会社短期貸付金	7	7	—
⑤関係会社長期貸付金 貸倒引当金	258 △258		
差引(※)	—	—	—
資産計	453	453	—
⑥買掛金	1	1	—
⑦未払金	102	102	—
負債計	104	104	—

(※) 売掛金、関係会社長期貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②売掛金、③未収入金、④関係会社短期貸付金、⑥買掛金、⑦未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金については、子会社に対する貸付であり貸倒引当金を計上していることから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式（貸借対照表計上額15百万円）及び関係会社株式（貸借対照表計上額214百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。なお、関係会社株式の内訳は子会社株式206百万円、関連会社株式8百万円であります。

8 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	株式会社 光通信	(被所有) 直接 37.7% 間接 7.7%	業務提携 資本提携	資金の返済 利息の支払 (注)	44 1	関係会社 短期借入金	—
						関係会社 長期借入金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 借入金利率については、市場金利等を勘案し双方協議の上、決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
子会社	株式会社 デジタル ネイキッド	所有 直接 100%	資本提携	利息の受取 (注2)	0	関係会社 長期貸付金 (注3)	203
子会社	フロンティア株式 会社	所有 直接 100%	資本提携	利息の受取 (注2)	0	関係会社 長期貸付金 (注3)	26
子会社	日本企業 開発支援 株式会社	所有 直接 100%	役員兼務 資本提携	ロイヤリティの 受取 (注4)	136	売掛金	26
子会社	株式会社 ジョイン アップ	所有 直接 51%	資本提携	利息の受取 (注2)	0	関係会社 長期貸付金 (注3)	29
子会社	株式会社 E P A R K ラ イフスタイル	所有 直接 90.0%	資本提携	出資	90	—	—
子会社	株式会社 E P A R K テ イクアウト	所有 直接 90.0%	資本提携	出資	90	—	—
関連会社	アスカティ スリー株式 会社	所有 直接 19.0%	資本提携	資金の貸付 利息の受取 (注2)	15 0	関係会社 短期貸付金	7

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額については、消費税等を除いて表示しておりますが、期末残高には消費税等を含めております。
2. 貸付金利率については、市場金利等を勘案し双方協議の上、決定しております。
3. 連結子会社への関係会社長期貸付金に対し、合計258百万円の貸倒引当金を計上しております。
4. ロイヤリティの取引金額については、取引内容を勘案し双方協議の上、決定しております。

(3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)	科目	期末残高 (百万円) (注)
その他の関係会社の子会社	株式会社 アイ・イー グループ	(被所有) 直接 3.3%	営業取引	OA機器の販売	10	売掛金 営業差入保証金	2 10

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引金額については、消費税等を除いて表示しておりますが、期末残高には消費税等を含めております。

9 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	11円70銭
1株当たり当期純利益	3円90銭

10 共通支配下の取引等に関する注記

(重要な子会社の解散)

当社は、グループ事業の選択・再構築を行うため不採算事業や将来性の見込めない事業からの撤退を進めており、その一貫として、当社の連結子会社であるメディカモバイル株式会社を平成28年4月28日付で清算しました。

(1) 取引の概要

清算会社の事業の内容	OA機器、事務用機器及び事務用物品の販売
清算終了日	平成28年4月28日
企業結合の法的形式	会社清算による残余財産分配

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。当社が、メディカモバイル株式会社から受け入れた資産と負債の純額と、当社が保有する同社株式との差額45百万円を関係会社清算益として特別利益に計上しております。

(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。